

○福島県屋外広告物条例施行規則

昭和六十一年七月四日
福島県規則第五十六号
改正 昭和六三年三月一八日規則第五号
平成二年一〇月二三日規則第五六号
平成三年三月三〇日規則第三七号
平成三年七月二六日規則第五一号
平成五年三月一二日規則第九号
平成六年三月二二日規則第二四号
平成六年三月二九日規則第三三号
平成七年七月二五日規則第五八号
平成八年一〇月一一日規則第六八号
平成九年三月三一日規則第五八号
平成九年九月三〇日規則第七九号
平成九年一二月一九日規則第九二号
平成一〇年一〇月二〇日規則第九〇号
平成一一年三月一二日規則第八号
平成一二年三月二八日規則第四一号
平成一四年三月二二日規則第一八号
平成一四年三月二六日規則第四一号
平成一五年二月七日規則第二号
平成一五年三月二四日規則第二二号
平成一七年三月一日規則第一二号
平成一七年三月二九日規則第五五号
平成一七年四月一日規則第七三号
平成一七年一一月一日規則第一二四号
平成一七年一一月七日規則第一二六号
平成一七年一二月二六日規則第一四〇号
平成一八年一月一日規則第二号
平成一八年一月四日規則第四号
平成一八年三月二〇日規則第二〇号

平成一九年一月一日規則第一号
平成二〇年三月三一日規則第六四号
平成二一年三月一三日規則第一二号
平成二一年三月二七日規則第三三号
平成二二年六月一日規則第四三号
平成二四年三月一六日規則第八号
平成二五年四月三〇日規則第四九号
平成二六年五月二〇日規則第四七号
平成二七年一〇月二日規則第八二号
平成二七年一一月四日規則第八六号
平成二七年一二月二五日規則第九三号
平成三〇年三月三〇日規則第四五号
平成三〇年四月二七日規則第五一号
平成三一年三月一日規則第五号
令和二年九月一八日規則第五七号
令和二年一一月四日規則第六五号
令和二年一二月二二日規則第七七号
(未施行)

福島県屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

福島県屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県屋外広告物条例(昭和六十一年福島県条例第二十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別規制地域等及び普通規制地域等の区分)

第一条の二 特別規制地域等は、第一種特別規制地域等及び第二種特別規制地域等に区分し、それらに属する地域又は場所は、それぞれ次の表の下欄に掲げる地域又は場所とする。

区分	地域又は場所
第一種特別規制地域等	条例第三条第一号に規定する第一種低層住居専用地域又は風致地区、同条第二号に規定する建造物又は史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物、同条第三号に規定する建造物又は県指定史跡名勝天然記念物、同条第四号に規定す

	る地域、同条第五号に規定する地域、同条第六号に規定する地域のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）以外の地域、条例第三条第七号に規定する地域のうち都市計画区域以外の地域、同条第十号に規定する地域及び同条第十四号に規定する地域
第二種特別規制地域等	特別規制地域等のうち第一種特別規制地域等以外の地域又は場所

2 普通規制地域等は、第一種普通規制地域等及び第二種普通規制地域等に区分し、それらに属する地域又は場所は、それぞれ次の表の下欄に掲げる地域又は場所とする。

区分	地域又は場所
第一種普通規制地域等	普通規制地域等のうち第二種普通規制地域等以外の地域又は場所
第二種普通規制地域等	条例第五条第二号に規定する地域のうち都市計画法第八条第一項の規定により定められた近隣商業地域又は商業地域

(平一一規則八・追加)

(特別規制地域等の指定)

第二条 条例第三条第二号の規則で指定する地域は、次の表の上欄の種別の建造物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域とする。

種別	地域
重要文化財	当該建造物の最外側から水平距離三〇〇メートルの範囲内の地域
重要有形民俗文化財	当該建造物の最外側から水平距離三〇〇メートルの範囲内の地域

2 条例第三条第三号の規則で指定する地域は、福島県指定重要文化財として指定された建造物の最外側から水平距離三百メートルの範囲内の地域とする。

3 条例第三条第九号の規則で指定する区域（以下「沿線指定区域」という。）は、別表第一の上欄に掲げる路線についてそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる区間及び区域とする。ただし、当該区間から展望できない地域及び三十戸以上の家屋が連たんする地域（隣接する家屋の敷地の間の距離がそれぞれ五十メートル以下であるものに限る。）のうち沿線指定区域内にある地域（以下「家屋連たん地区」という。）を除く。

4 条例第三条第十号の規則で指定する区域は、次の表の上欄に掲げる河川又は湖沼について同表の下欄に掲げる区域とする。

河川又は湖沼名	区域
半田沼（桑折町）	岸から水平距離三〇〇メートルの範囲内の区域

(平一一規則八・平一四規則四一・平二一規則三三・一部改正)

(許可の申請)

第三条 条例第五条、第六条第四項又は第七条の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(様式第一号)に次に掲げる書類等を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、当該許可の申請が、はり紙、はり札、立看板その他の簡易広告物又は巻きたて看板若しくはそで看板に係るものである場合において、知事が必要ないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

- 一 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置する場所及びその周囲の状況を知り得る図面又は写真

- 二 広告物等の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面

(平一一規則八・平一二規則四一・平一七規則五五・一部改正)

(普通規制地域等の指定)

第四条 条例第五条第一号の規則で指定する区域は、別表第二の上欄に掲げる路線についてそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる区間及び区域とする。ただし、当該区間から展望できない地域を除く。

- 2 条例第五条第三号の規則で指定する地域又は場所は、河沼郡柳津町大字柳津地内とする。

(平一一規則八・一部改正)

(適用除外の基準等)

第五条 条例第六条第一項第三号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 表示事項が寄贈者の氏名若しくは名称又は所在地、寄贈年月日、寄贈目的等であること。
 - 二 表示面積が表示方向から見た場合の施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものとの面積の二十分の一以内で、かつ、〇・五平方メートル以下であること。
- 2 条例第六条第二項の規則で定める基準は、表示面積（広告物等の種類及び表示事項が同一のものを二以上連続して表示し、又は設置する場合は、それぞれの表示面積を合計した面積）が五平方メートル以下（官公署の庁舎に表示し、又は設置するものにあつては、五十平方メートル以下）とする。

3 条例第六条第三項第一号から第三号まで及び第六号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
条例第六条第三項第一号（自己用）	<p>一 電気的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置（以下「電光表示装置」という。）を有しないこと（第一種特別規制地域等に限る。）。</p> <p>二 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「自己的住所等」という。）の一に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計が第一種特別規制区域等においては五平方メートル以下、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては一五平方メートル以下（電光表示装置を有する広告物等（以下「電光表示広告物等」という。）につきては、電光表示装置の表示面積が七・五平方メートル以下）であること。</p> <p>三 地上から広告物等の上端までの高さ（以下「地上高」という。）が当該広告物等を表示し、又は設置する自己の住所等に存する建物の高さ（二以上の建物が存する場合は、当該建物の高さのうち最大の高さとする。以下同じ。）の五分の六以内（第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては、二分の三以内（電光表示広告物等につきては、二分の三以内、かつ、地上から当該電光表示広告物等の電光表示装置の上端までの高さ（二以上の電光表示装置を有する場合は、地上から当該電光表示装置の上端までの高さのうち最大の高さとする。以下同じ。）が当該建物の高さを超えないもの））であること。</p> <p>四 表示面積の二分の一を超えてマンセル値（表色系）の彩度（以下「彩度」という。）が第一種特別規制地域等においては八を、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては一二を超える色彩を使用しないこと。</p> <p>五 電光表示広告物等につきては、道路上に突き出さないこと。</p>

条例第六条第三項第二号（管理用）	<ul style="list-style-type: none"> 一 電光表示装置を有しないこと。 二 表示事項が管理者の氏名若しくは名称、住所若しくは連絡先又は管理のための注意事項であること。 三 表示面積が五平方メートル以下であること。 四 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては一二を超える色彩を使用しないこと。
条例第六条第三項第三号（公共的・目的用）	<ul style="list-style-type: none"> 一 一面の表示面積が二平方メートル以下（道標にあつては、一平方メートル以下）であること。 二 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては一二を超える色彩を使用しないこと。
条例第六条第三項第六号（自動車等用）	<ul style="list-style-type: none"> 一 融光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。 二 次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 イ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するものであること。

4 条例第六条第四項第一号から第三号までの規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
条例第六条第四項第一号（自己用）	<ul style="list-style-type: none"> 一 電光表示装置を有しないこと（第一種特別規制地域等に限る。）。 二 自己の住所等の一に表示し、又は設置する広告物等（条例第六条第三項第一号に該当するものを除く。）の表示面積の合計が第一種特別規制地域等においては五平方メートルを超える一五平方メートル以下、第二種特別規制地域等においては三〇平方メートル以下（電光表示広告物等については、電光表示装置の表示面積の合計が一五平方メートル以下）であること。 三 地上高が広告物等を表示し、又は設置する自己の住所等に存する建物の高さの五分の六以内（第二種特別規制地域

	<p>等においては、二分の三以内（電光表示廣告物等にあつては、二分の三以内、かつ、地上から当該電光表示廣告物等の電光表示装置の上端までの高さが当該建物の高さを超えないもの）であること。</p> <p>四 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第二種特別規制地域等においては一二を超える色彩を使用しないこと。</p> <p>五 電光表示廣告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。</p>
条例第六条第四項第二号（公共的目的用）	<p>一 一面の表示面積が二平方メートルを超え五平方メートル以下（道標にあつては、一平方メートルを超えて二平方メートル以下）であること。</p> <p>二 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第二種特別規制地域等においては一二を超える色彩を使用しないこと。</p>
条例第六条第四項第三号（自動車等用）	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。

5 条例第六条第四項第四号の規則で定める廣告主の数、地域及び基準は、次のとおりとする。

一 广告主の数 五人以上であること。

二 地域 次に掲げる地域とする。

ア 一般国道四十九号の耶麻郡猪苗代町大字山潟字酸元沢山千四十八番二地先から同町大字山潟字田子沼千四十一番十二地先までの区間の接続地域で、一般国道四十九号の道路用地の境界線から両側五十メートル以内の地域

イ 耶麻郡猪苗代町大字翁沢のうち一般国道四十九号及び町道蟹沢線に囲まれた地域で、一般国道四十九号及び町道蟹沢線の道路用地を除いた地域

三 基準 次に掲げる基準とする。

ア 電光表示装置を有しないこと。

イ 一面の表示面積が第一種特別規制地域等においては十二平方メートル以下、第二種特別規制地域等においては三十平方メートル以下で、かつ、一人当たりの表示面積が第一種特別規制地域等においては二平方メートル以下、第二種特別規制地域等においては

ては五平方メートル以下であること。

ウ 地上高が第一種特別規制地域等においては六メートル以下、第二種特別規制地域等においては十三メートル以下であること。

エ 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第二種特別規制地域等においては十二を超える色彩を使用しないこと。

6 条例第六条第五項第一号及び第二号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
条例第六条第五項第一号（自己用）	<ul style="list-style-type: none">一 電光表示装置を有しないこと。二 表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計が五平方メートル以下（第一種特別規制地域等以外の地域における条例第四条第一項第七号及び第九号に掲げる物件については、一五平方メートル以下）であること。三 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第一種特別規制地域等以外の地域においては一二を超える色彩を使用しないこと。
条例第六条第五項第二号（管理用）	<ul style="list-style-type: none">一 電光表示装置を有しないこと。二 表示事項が管理者の氏名若しくは名称、住所若しくは連絡先又は管理のための注意事項であること。三 表示面積が五平方メートル以下であること。四 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第一種特別規制地域等以外の地域においては一二を超える色彩を使用しないこと。

7 条例第六条第六項の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

種類	基準
はり紙又ははり札等	<ul style="list-style-type: none">一 表示期間並びに表示者の氏名及び住所が明示されること。二 表示面積が一平方メートル以下であること。
立看板等	<ul style="list-style-type: none">一 表示期間並びに表示者の氏名及び住所が明示されること。二 表示面積が二平方メートル以下であること。

(平一一規則八・平一五規則二二・平一七規則五五・平二一規則三三・一部改正)

(国又は地方公共団体の届出)

第六条 条例第六条第二項の規定による届出は、屋外広告物表示（設置）届（様式第二号）に次に掲げる書類等を添付して、知事に提出して行うものとする。ただし、知事が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

- 一 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその周囲の状況を知り得る図面又は写真
- 二 広告物等の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面

（平一一規則八・平一二規則四一・一部改正）

（沿線指定区域における適用除外の基準）

第七条 条例第七条各号の規則で定める基準は、別表第三に定めるとおりとする。

（許可の基準等）

第八条 条例第十条第一項及び第十二条第一項の許可の期間及び許可の基準は、別表第四に定めるとおりとする。

（経過措置）

第八条の二 第二種特別規制地域等である一の地域又は場所が第一種特別規制地域等となる際現に当該地域又は場所において適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該地域又は場所が第一種特別規制地域等となつた日から三年間は、なお従前の例による。

2 第二種普通規制地域等である一の地域又は場所が第一種普通規制地域等となる際現に当該地域又は場所において適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該地域又は場所が第一種普通規制地域等となつた日から三年間は、なお従前の例による。

（平一一規則八・追加）

（許可の更新の申請）

第九条 条例第十条第三項の許可の更新を受けようとする者は、屋外広告物許可更新申請書（様式第三号）に許可の更新を受けようとする広告物等の現状を示す書類等を添付して、許可の期間の満了前一月までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、その書類等の添付を省略することができる。

（平一一規則八・平一二規則四一・一部改正）

（変更の許可の申請）

第十条 条例第十一条第一項の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書（様式第四号）に第三条第二号に掲げる書類等を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略する

ことができる。

(平一一規則八・平一二規則四一・一部改正)

(軽微な変更)

第十一條 条例第十一条第一項の規則で定める軽微な変更は、広告物等の表示事項、色彩、意匠、形状、大きさ及び構造に変更を加えない程度の塗り替え、補強又は修繕とする。

(平一一規則八・一部改正)

(許可証票等)

第十二條 条例第十三条第一項の規則で定める許可証票は様式第五号のとおりとし、許可の押印及び打刻印は様式第六号及び様式第七号のとおりとする。

(除去の届出)

第十三條 条例第十五条第二項の規定による届出は、屋外広告物除却届（様式第八号）を知事に提出して行うものとする。

(平一二規則四一・一部改正)

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第十三条の二 条例第十八条第二項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

(平一七規則五五・追加)

(保管した広告物等を返還する場合の手続)

第十三条の三 法第八条第一項の規定により保管した広告物等（条例第十八条第二項の規定により保管した売却代金を含む。以下この条において同じ。）を返還するときは、返還を受ける者にその者が保管した広告物等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者であることを証明させ、かつ、受領書（様式第八号の二）と引換えに返還するものとする。この場合において、返還を受ける者が口座振替による返還を申し出たときは、口座振替の方法により返還するものとする。

2 前項後段の口座振替による返還の申出は、口座振替依頼書（様式第八号の三）を知事に提出して行うものとする。

(平一七規則五五・追加)

(身分証明書)

第十四条 条例第十九条第二項の身分を示す証明書は、様式第九号のとおりとする。

(広告景観整備地区に係る届出等)

第十四条の二 条例第十九条の四第一項又は第二項の規定による届出は、広告景観整備地区屋外広告物表示（設置）届（様式第九号の二）を知事に提出して行うものとする。

- 2 条例第十九条の四第一項、第二項及び第四項の規則で定める場合は、次のとおりとする。
 - 一 表示面積が二平方メートル以下の広告物等を表示し、又は設置する場合
 - 二 広告物等の種類がはり紙、はり札、立看板その他の簡易広告物である場合
- 3 条例第十九条の四第三項の規定による届出は、広告景観整備地区屋外広告物表示者（設置者）変更届（様式第九号の三）を知事に提出して行うものとする。
- 4 条例第十九条の四第四項の規定による届出は、広告景観整備地区屋外広告物変更届（様式第九号の四）を知事に提出して行うものとする。

(平一一規則八・追加、平一二規則四一・一部改正)

(管理者等の届出)

第十五条 条例第二十一条第一項の規定による届出は、屋外広告物管理者設置届（様式第十号）を知事に提出して行うものとする。

- 2 条例第二十一条第二項の規定による届出は、屋外広告物管理者変更届（様式第十号の二）を知事に提出して行うものとする。
- 3 条例第二十一条第三項の規定による届出は、屋外広告物表示者（設置者）変更届（様式第十一号）を知事に提出して行うものとする。
- 4 条例第二十一条第四項の規定による届出は、屋外広告物表示者（設置者）氏名等変更届（様式第十二号）を知事に提出して行うものとする。
- 5 条例第二十一条第五項の規定による届出は、屋外広告物滅失届（様式第十三号）を知事に提出して行うものとする。

(平一一規則八・平一二規則四一・一部改正)

(登録の申請等)

第十六条 条例第二十三条の二第一項の規定による登録の申請は、屋外広告業者登録申請書（様式第十四号）を知事に提出して行うものとする。

- 2 条例第二十三条の二第二項に規定する書面は、誓約書（様式第十五号）とする。
- 3 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 登録申請者が個人であるときは、次のアからウまでに掲げる場合に応じ、当該アからウまでに定める書類
 - ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 登録申請者の略歴書（様式第十五号の二）

- イ 登録申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が個人である場合 登録申請者及びその法定代理人の略歴書
 - ウ 登録申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合 登録申請者及びその法定代理人の役員(条例第二十三条の二第一項第三号に規定する役員をいう。以下同じ。)の略歴書並びに当該法定代理人の登記事項証明書
- 二 登録申請者が法人であるときは、次のアからウまでに掲げる場合に応じ、当該アからウまでに定める書類
- ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 登録申請者の登記事項証明書及びその役員の略歴書
 - イ 役員が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が個人である場合 登録申請者の登記事項証明書並びに役員及び法定代理人の略歴書
 - ウ 役員が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合 登録申請者の登記事項証明書、役員及びその法定代理人の役員の略歴書並びに当該法定代理人の登記事項証明書
- 三 業務主任者略歴書（様式第十五号の三）
- 四 業務主任者が条例第二十五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- 4 条例第二十三条の三第一項に規定する屋外広告業者登録簿(以下「屋外広告業者登録簿」という。)は、様式第十五号の四のとおりとする。
- 5 条例第二十三条の五第一項の規定による届出は、屋外広告業変更届(様式第十六号)に、次の各号に掲げる事項の変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し、知事に提出して行うものとする。
- 一 条例第二十三条の二第一項第一号に掲げる事項のうち氏名又は名称に係る変更 個人につては戸籍の抄本又はこれに代わる書面、法人につては登記事項証明書
 - 二 条例第二十三条の二第一項第一号に掲げる事項のうち所在地に係る変更 登記事項証明書（法人である場合に限る。）
 - 三 条例第二十三条の二第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
- 四 条例第二十三条の二第一項第三号に規定する役員の変更 登記事項証明書並びにそ

の役員の略歴書及び誓約書

五 条例第二十三条の二第一項第四号に規定する法定代理人の変更 第三項第一号又は第二号に掲げる書類及び誓約書

六 条例第二十三条の二第一項第五号に規定する業務主任者の変更 第三項第三号及び第四号に掲げる書類

6 条例第二十三条の七の規定による届出は、屋外広告業者廃業等届（様式第十七号）を知事に提出して行うものとする。

7 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。）について、同法第三十条の十三第二項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項第二号の規定によるその利用ができないときは、条例第二十三条第一項の規定による登録若しくは同条第二項の規定による登録の更新の申請者（以下「申請者」という。）又は条例第二十三条の五第一項の規定による変更の届出者（以下「届出者」という。）に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 申請者及び届出者（個人（当該申請者及び届出者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、当該申請者及び届出者並びにその法定代理人（当該法定代理人が個人である場合に限る。）を含む。）である場合に限る。）

二 役員（申請者又は届出者が法人である場合又はその者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合における法定代理人が法人であるときに限る。）

三 営業所ごとに選任される業務主任者

（平一七規則五五・全改、平一七規則一四〇・平二四規則八・平二七規則八二・一部改正）

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第十六条の二 屋外広告業者登録簿の閲覧所（第三項において「閲覧所」という。）は、福島県土木部都市総室都市計画課内に設ける。

2 屋外広告業者登録簿の閲覧時間は、次項の定期休日を除き、毎日午前八時四十五分から午後五時までとする。

3 閲覧所の定期休日は、福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日とする。

4 屋外広告業者登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧者名簿に氏名、住所等を記入しなけ

ればならない。

- 5 前四項の規定にかかわらず、屋外広告業者登録簿の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあつては、屋外広告業者登録簿の閲覧は、インターネットを利用する方法、福島県土木部都市総室都市計画課及び知事が別に定める場所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類を閲覧に供する方法により行うものとする。

(平一七規則五五・追加、平二〇規則六四・一部改正)

(標識)

第十六条の三 条例第二十三条の十に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 登録年月日
 - 二 営業所の名称
 - 三 業務主任者の氏名
- 2 条例第二十三条の十に規定する標識は、様式第十七号の二のとおりとする。

(平一七規則五五・追加)

(帳簿の備付け等)

第十六条の四 条例第二十三条の十一に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項について、当該事項を容易に確認することができる仕様書及び図面又は写真を添付したときは、その記載を省略することができる。

- 一 注文者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - 二 広告物等の表示又設置の場所
 - 三 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
 - 四 表示し、又は設置した広告物等の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等
 - 五 広告物等の表示又は設置の年月日
 - 六 請負金額
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体であつて一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第四項において「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ営業所において明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて条例第二十三条の十一に規定する帳簿（以下「帳簿」という。）への記載に代えることができる。
- 3 帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 4 屋外広告業者は、営業所ごとに、帳簿（第二項の規定による記録が行われた同項のファ

イル又は磁気ディスク等を含む。)を、広告物等の表示又は設置の契約の終了した日の属する事業年度の末日から五年間保存しなければならない。

(平一七規則五五・追加)

(身分証明書)

第十六条の五 条例第二十三条の十二第二項の身分を示す証明書は、様式第十七号の三のとおりとする。

(平一七規則五五・追加)

(講習会等)

第十七条 条例第二十四条第一項の講習会は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 屋外広告物に関する法令

二 屋外広告物の表示方法に関する事項

三 屋外広告物の施工に関する事項

2 知事は、次に掲げる者に対しては、前項第三号の事項に係る講習を免除する。

一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項の建築士の資格を有する者

二 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第三条の電気工事士の資格を有する者

三 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて、帆布製品製造取付けに係るもの

3 知事は、講習会を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書(様式第十八号)を交付するものとする。

(平一一規則八・一部改正)

(講習会修了相当者等の認定)

第十八条 条例第二十五条第一項第五号の規定による認定は、次の要件を満たす者について、その者の申請に基づき行うものとする。

一 営業所における広告物等の表示又は設置に関する責任者として、申請の日において通算五年以上の経験を有すること。

二 申請の日前五年間に屋外広告物に関する法令に違反したことがないこと。

2 前項の申請は、次に掲げる書類を添付した屋外広告物講習会修了相当者等認定申請書

(様式第十九号) を知事に提出して行うものとする。

- 一 履歴書
 - 二 住民票抄本
 - 三 前項各号の要件を満たす者であることを証する書面
- 3 知事は、第一項の認定をしたときは、申請者に対して、屋外広告物講習会修了相当者等認定証（様式第二十号）を交付するものとする。

（平一一規則八・平一七規則五五・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和六一年八月一日）

（福島県屋外広告物条例施行規則の廃止）

- 2 福島県屋外広告物条例施行規則（昭和三十七年福島県規則第二十四号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の日前に、旧規則の規定に基づいて提出された届出書又は申請書は、この規則の規定に基づいて提出された届出書又は申請書とみなす。

- 4 条例附則第八項の規則で定めるものは、屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十一年福島県規則第三十三号）による改正前の屋外広告物条例施行規則（第六項及び第七項において「改正前の規則」という。）別表第四に規定する基準に適合する電光表示広告物等であつて、簡易広告物以外のものとする。

（平二一規則三三・追加）

- 5 条例附則第八項及び第十項の規則で定める変更は、電光表示広告物等に係る変更であつて、電光表示装置以外の部分の変更とする。

（平二一規則三三・追加）

- 6 条例附則第九項の規則で定めるものは、改正前の規則第五条第三項に規定する基準に適合する電光表示広告物等であつて、簡易広告物以外のものとする。

（平二一規則三三・追加）

- 7 条例附則第十項の規則で定めるものは、改正前の規則第五条第四項若しくは第五項第三号又は別表第三に規定する基準に適合する電光表示広告物等であつて、簡易広告物以外のものとする。

(平二一規則三三・追加)

別表第一（第二条関係）

(昭六三規則五・平二規則五六・平三規則五一・平五規則九・平六規則二四・平七規則五八・平八規則六八・平九規則五八・平九規則七九・平九規則九二・平一〇規則九〇・平一一規則八・平一四規則一八・平一五規則二・平一七規則七三・平一八規則二・平一八規則二〇・平二一規則一二・平二二規則四三・平二五規則四九・平二六規則四七・平二七規則八六・平二七規則九三・平三〇規則四五・平三〇規則五一・令二規則五七・令二規則六五・一部改正)

一 道路

路線名	区間		区域
	始点	終点	
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	西白河郡西郷村大字小田倉字備前七〇番地先（栃木県境）	伊達郡国見町大字貝田字荒井二〇番地先（宮城県境）	道路用地の境界線から両側五〇〇メートル以内の区域
高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	田村郡小野町大字夏井字石戸屋（国有林一一五林班へ三小班）（いわき市境）	耶麻郡西会津町宝坂大字屋敷數字黒森山二四〇九番一〇地先（新潟県境）	道路用地の境界線から両側五〇〇メートル以内の区域
高速自動車国道常磐自動車道	双葉郡広野町大字夕筋字永沢一四一番A地先（いわき市境）	相馬郡新地町大字福田字新田六六番二地先（宮城県境）	道路用地の境界線から両側五〇〇メートル以内の区域
一般国道四九号	耶麻郡猪苗代町大字山潟字酸元沢山一〇四八番二地先（郡山市境）	耶麻郡猪苗代町大字山潟字北場八二番一四地先（磐越西線上戸跨線橋）	道路用地の境界線から両側五〇メートル以内の区域
	耶麻郡猪苗代町大字山潟字北場八二番一四地先（磐越西線上戸跨線橋）	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字戸ノロ（会津若松市境銀の橋）	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
一般国道一一五号	耶麻郡猪苗代町字津金沢四三番二地先（猪苗代町道本町今泉線交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西一〇七〇番一地先（国道四九号交差点）	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
	相馬市栗津字長沢八九番一	伊達市靈山町下小国字山岸	道路用地の境界線

	地先 (相馬インターチェンジ入口)	一三番一地先 (靈山インターチェンジ出口)	から両側五〇〇メートル以内の区域
	伊達市堂ノ内二三番一地先 (伊達桑折インターチェンジ入口)	伊達郡桑折町大字松原字中島四一番地先 (桑折ジャンクション)	
一般国道一一八号	岩瀬郡天栄村大字牧之内(七一林班イ小班) (金王橋)	南会津郡下郷町大字小沼崎字水沢山一五八九番一地先 (会津若松市境)	道路用地の境界線 から両側一〇〇メートル以内の区域
一般国道一二一号	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通り五二二番一地先 (国道一一八号交差点)	南会津郡下郷町大字豊成字頓平五七三四番二地先 (会津線刈合跨道橋)	道路用地の境界線 から両側一〇〇メートル以内の区域
	喜多方市関柴町上高額字割田一七〇四番一地先(喜多方インターチェンジ入口)	河沼郡湯川村大字湊字前田六三番一地先 (村道浜崎高瀬笠川線交差点)	
一般国道二五二号	南会津郡只見町大字田子倉字鬼面山 (新潟県境)	大沼郡金山町大字滝沢字平大山二五三五番一二地先 (只子沢橋)	道路用地の境界線 から両側一〇〇メートル以内の区域
一般国道二八九号	南会津郡下郷町大字南倉沢字猪番場平八四一番一地先 (柄沢橋)	西白河郡西郷村大字真船字蒲日向一二六番一地先 (川谷小学校前)	道路用地の境界線 から両側一〇〇メートル以内の区域
	南会津郡只見町大字叶津字木ノ根山 (只見柳津県立自然公園入口)	南会津郡只見町大字檜戸字館ノ川一五八六番一地先 (常盤橋)	
一般国道三五二号	南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳二二九七番二地先 (新潟県境)	南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳一番二四一地先 (七入橋)	道路用地の境界線 から両側一〇〇メートル以内の区域
一般国道四五九号	二本松市塩沢字茱萸塚山国 有林(二〇林班に小班) (福島市境)	二本松市萩坂二二一番三地先 (萩坂交差点)	道路用地の境界線 から両側一〇〇メートル以内の区域
県道猪苗代湖	耶麻郡猪苗代町大字山潟字	耶麻郡猪苗代町大字山潟字	道路用地の境界線

南線	浜志田一八五五番一五三地先 (国道四九号交差点)	加賀浜山四六八六番地先 (郡山市境)	から両側一〇〇メートル以内の区域
県道沼田檜枝岐線	南会津郡檜枝岐村尾瀬岳国有林四七林班る小班 (沼山駐車場)	南会津郡檜枝岐村尾瀬岳国有林六二林班よ二小班 (国道三五二号交差点)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
県道中ノ沢熱海線	耶麻郡猪苗代町大字若宮字村東丙七〇四番二地先 (有料道路料金所)	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字ホナリ乙三六九七番三六地先 (郡山市境)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
県道本宮土湯温泉線	安達郡大玉村大字大山字前皿久保三九番地先 (不動滝橋)	二本松市岳温泉二丁目五六番一地先 (国道四五九号交差点)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
県道白河羽鳥線	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字一本木 (一一九林班ホ小班) (西郷村境)	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字行人塚九番一地先 (国道一一八号交差点)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
県道相馬亘理線	相馬郡新地町大字今泉字浜畑一一四番一地先 (地蔵川浜畑橋北側)	相馬郡新地町大字大戸浜字小沢北七番一地先 (町道前田西線交差点)	道路用地の境界線から海浜側一〇〇メートル以内の区域
	相馬郡新地町大字塙木崎字塙浜一一二番一地先 (町道塙浜線交差点)	相馬郡新地町大字塙木崎字磯山二〇〇番一地先 (宮城県境)	
県道下郷会津本郷線	南会津郡下郷町大字大内字七ツ橋地内 (県道湯ノ上会津高田線交差点)	大沼郡会津美里町氷玉字縫前八四番二地先 (県道会津高田上三寄線交差点)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
県道原町海老相馬線	南相馬市鹿島区北海老子磯ノ上一〇番地先 (市道東六一号線交差点)	南相馬市鹿島区北海老子磯ノ上一番一地先	道路用地の境界線から海浜側一〇〇メートル以内の区域
県道矢吹小野線	西白河郡矢吹町赤沢二九〇番地先(矢吹インターチェンジ入口)	田村郡小野町大字小野新町字馬番八八番九地先(小野インターチェンジ出口)	道路用地の境界線から両側五〇〇メートル以内の区域
	石川郡玉川村大字南須釜字	石川郡玉川村大字蒜生字羽	

	中窪九二番三地先 (県道矢吹小野線現道・旧道分岐点)	根石七八番一地先 (国道一八号交差点)	
県道湯ノ上会津高田線	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲一番一地先 (国道一二一号交差点)	南会津郡下郷町大字大内字七ッ橋地内 (県道下郷会津本郷線交差点)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
県道高隣田島線	南会津郡下郷町大字高隣字寄神乙一六七三番二地先 (国道一一八号交差点)	南会津郡下郷町大字塩生字上ノ原一二一五番一二地先 (国道二八九号交差点)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
県道古殿須賀川線	石川郡玉川村大字南須金字兎田五〇番二地先 (県道矢吹小野線交差点)	須賀川市和田字番屋六二番一地先 (国道一一八号交差点)	道路用地の境界線から両側五〇〇メートル以内の区域
県道福島空港西線	石川郡玉川村大字竜崎字四斗蒔三九番一地先 (国道一一八号交差点)	石川郡玉川村大字北須金字四九番一七地先 (県道古殿須賀川線交差点)	道路用地の境界線から両側五〇〇メートル以内の区域
県道米沢猪苗代線	耶麻郡猪苗代町字新堀田東七〇七九番一四地先 (県道米沢猪苗代線分岐点)	耶麻郡猪苗代町字五百苅四番地先 (国道一一五号交差点)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
県道岳温泉大玉線	安達郡大玉村大字玉井字長久保六五番地先 (林道安達太良線交差点)	安達郡大玉村大字玉井字長久保六五番地先 (ふくしま県民の森オートキャンプ場入口)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
市道(須賀川市)二一二四号線	須賀川市大栗字団子石八〇番三地先 (須賀川テクニカル・リサーチガーデン入口)	須賀川市雨田字松ヶ作二五一番地先 (県道古殿須賀川線跨道橋)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
町道(矢吹町)中畑新田大和久線	西白河郡矢吹町赤沢四五九番地先 (松並木北端)	西白河郡矢吹町赤沢四五一番地先 (泉崎村境)	道路用地の境界線から両側五〇メートル以内の区域
村道(泉崎村)踏瀬町中線	西白河郡泉崎村大字踏瀬字坂下二番地先 (矢吹町境)	西白河郡泉崎村大字踏瀬字赤沢山四番六地先 (松並木南端)	道路用地の境界線から両側五〇メートル以内の区域
町道(猪苗代)	耶麻郡猪苗代町大字堅田字	耶麻郡猪苗代町大字千代田	道路用地の境界線

町) 堅田五百 莉線	門上一一七二番一地先 (国 道四九号交差点)	字千代田一八一番一地先 (千代田横断歩道橋)	から両側一〇〇メ ートル以内の区域
町道 (新地町) 塙浜線	相馬郡新地町大字谷地小屋 字北畠七〇番六地先 (砂子 田川 曙橋北側)	相馬郡新地町大字塙木崎字 塙浜一一二番一地先 (県道 相馬亘理線交差点)	道路用地の境界線 から海浜側一〇〇 メートル以内の区 域
市道 (南相馬 市) 東六一号 線	南相馬市鹿島区南右田字大 古内五七番二地先 (真野川 真島橋北側)	南相馬市鹿島区北海老子北 町一番地先 (市道東二四四 号線交差点)	道路用地の境界線 から両側一〇〇メ ートル以内の区域
	南相馬市鹿島区北海老子北 町一番地先 (市道東二四四 号線交差点)	南相馬市鹿島区北海老子磯 ノ上一〇番地先 (県道原町 海老相馬線交差点)	道路用地の境界線 から海浜側一〇〇 メートル以内の区 域
林道 (桑折町) 南半田赤坂線	伊達郡桑折町大字南半田字 北木ノ下七三番一地先 (桑 折町都市計画区域境)	伊達郡国見町大字泉田字二 階平一番一四地先 (桑折町 境)	道路用地の境界線 から両側一〇〇メ ートル以内の区域
林道 (桑折町) 半田山北口線	伊達郡桑折町大字北半田字 戸沢町三一番二地先 (町道 半田沼線交差点)	伊達郡桑折町大字北半田字 大平二〇番地先 (林道南半 田赤坂線交差点)	道路用地の境界線 から両側一〇〇メ ートル以内の区域
林道 (大玉村) 安達太良線	安達郡大玉村大字大山字大 皿久保六三番四地先 (県道 本宮土湯温泉線交差点)	安達郡大玉村大字玉井字額 石外一三国有林七林班え三 小班 (県道岳温泉大玉線交 差点)	道路用地の境界線 から両側一〇〇メ ートル以内の区域

注 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市
(以下「中核市」という。)、会津若松市及び白河市の区域を除く。

二 鉄道

路線名	区間	区域
東北新幹線	全区間	鉄道用地の境界線から両側五〇〇メートルの地域
その他の路線	全区間	鉄道用地の境界線から両側一〇〇メートルの地域

注 都市計画法第五条に規定する都市計画区域、中核市、会津若松市及び白河市の区域を
除く。

別表第二（第四条関係）

（昭六三規則五・平二規則五六・平三規則五一・平五規則九・平六規則二四・平六規則三三・平七規則五八・平八規則六八・平九規則五八・平九規則七九・平一〇規則九〇・平一一規則八・平一四規則一八・平一五規則二・平一七規則一二・平一七規則七三・平一七規則一二四・平一七規則一二六・平一八規則二・平一八規則四・平一八規則二〇・平一九規則一・平二一規則一二・平二二規則四三・平二五規則四九・平二六規則四七・平二七規則八六・平二七規則九三・平三〇規則四五・平三〇規則五一・令二規則五七・令二規則六五・一部改正）

一 道路

路線名	区間		区域
	始点	終点	
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	西白河郡西郷村大字小田倉字備前七〇番地先（栃木県境）	伊達郡国見町大字貝田字荒井二〇番地先（宮城県境）	道路用地の境界線から両側一〇〇〇メートル以内の区域
高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	田村郡小野町大字夏井字石戸屋（国有林一一五林班へ三小班）（いわき市境）	耶麻郡西会津町宝坂大字屋敷數字黒森山二四〇九番一〇地先（新潟県境）	
高速自動車国道常磐自動車道	双葉郡広野町大字夕筋字永沢一四一番A地先（いわき市境）	相馬郡新地町大字福田字新田六六番二地先（宮城県境）	
一般国道四号	西白河郡西郷村大字小田倉字黒川西二三番地先（栃木県境）	伊達郡国見町大字貝田字松村三九番地先（宮城県境）	
一般国道六号	双葉郡広野町大字夕筋字永沢七六番一地先（いわき市境）	相馬郡新地町大字塙木崎一四番七地先（宮城県境）	
一般国道四九号	石川郡平田村大字鴨子字札場八〇番地先（いわき市境）	耶麻郡西会津町大字宝坂字高反乙四七七番二地先（新潟県境）	
一般国道一一	伊達郡川俣町大字羽田字藤	双葉郡浪江町大字幾世橋字	

四号	平五四番三地先 (福島市 境)	六反田三番一地先 (国道六 号交差点)	
一般国道一一 五号	相馬市中村塚の町六番一地 先 (国道六号交差点)	耶麻郡猪苗代町大字堅田字 宮西一〇七〇番一地先 (国 道四九号交差点)	
	相馬市栗津字長沢八九番一 地先 (相馬インターチェンジ入 口)	伊達市靈山町下小国字山岸 一三番一地先 (靈山インターチェンジ出 口)	
	伊達市堂ノ内二三番一地先 (伊達桑折インターチェン ジ入口)	伊達郡桑折町大字松原字中 島四一番地先 (桑折ジャンクション)	
一般国道一一 八号	東白川郡矢祭町大字内川字 石原道下九一番一地先 (茨 城県境)	南会津郡下郷町大字小沼崎 字水沢山一五八九番一地先 (小沼崎トンネル入口)	
一般国道一二 一号	喜多方市熱塩加納町熱塩字 桧沢山国有林喜多方事業区 六一林班ほ小班先 (山形県 境)	南会津郡南会津町糸沢字団 子石三三一六番一地先(栃木 県境)	
	喜多方市関柴町上高額字割 田一七〇四番一地先(喜多方 インターチェンジ入口)	河沼郡湯川村大字湊字前田 六三番一地先 (村道浜崎高 瀬笠川線交差点)	
一般国道二五 二号	南会津郡只見町大字田子倉 字鬼面山 (新潟県境)	河沼郡会津坂下町大字坂本 字窪甲五七八番一地先 (国 道四九号交差点)	
一般国道二八 八号	田村郡三春町大字下舞木字 間明田六番三地先 (郡山市 境)	双葉郡双葉町大字新山字下 条九八番一地先 (国道六号 交差点)	
	田村郡三春町大字山田字力 ブキ七五番二地先 (郡山市 境)	田村郡三春町大字熊耳字神 山六三番二地先 (町道南原 芹ヶ沢込木線交差点)	

一般国道二八 九号	南会津郡只見町大字叶津字 木ノ根山七二九番二地先 (新潟県境)	東白川郡鮫川村大字渡瀬字 青生野地内 (いわき市境)	
一般国道二九 四号	岩瀬郡天栄村大字大里字柿 久保地先 (村道南沢田内線 交差点)	須賀川市長沼町大字勢至堂 字風出森一地先 (郡山市 境)	
一般国道三四 九号	東白川郡矢祭町大字大塙字 明神一九番六地先 (茨城県 境)	東白川郡矢祭町大字宝坂字 川又七番一地先 (塙町境)	
	田村郡小野町大字和名田字 戸沢一四九番地先 (いわき 市境)	田村郡小野町大字小野新町 字中通五六番地先 (県道小 野四倉線交差点)	
一般国道三五 二号	南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳 二二九七番一地先 (新潟県 境)	南会津郡南会津町糸沢字団 子石三三一六番地先 (栃木 県境)	
一般国道四〇 一号	南会津郡南会津町山口字村 上二五〇番一地先 (国道二 八九号交差点)	南会津郡南会津町内川字上 ノ原六番地先 (国道三五二 号交差点)	
一般国道四五 九号	喜多方市字柳清水三三九一 番一地先 (国道一二一号バ イパス交差点)	耶麻郡北塩原村大字桧原字 黄連沢山二五一一番地先 (県 道会津若松裏磐梯線交差点)	
	二本松市塩沢字茱 ^{くみ} 黄塚山国 有林(二〇林班に小班) (福 島市境)	二本松市岳温泉二丁目六一 番一地先 (県道本宮土湯溫 泉線交差点)	
県道猪苗代塩 川線	耶麻郡猪苗代町字新町四九 一二番一地先 (国道一一五 号交差点)	喜多方市塩川町字東栄町五 丁目一番二六地先 (国道一 二号交差点)	
県道本宮熱海 線	本宮市本宮字中條四二番一 地先 (県道須賀川二本松線 交差点)	本宮市岩根字大坪九番地先 (郡山市境)	
県道白河石川	西白河郡中島村大字吉岡字	石川郡石川町新町五五番地	

線	天王山一二番六地先 (白河市境)	先 (県道いわき石川線交差点)
県道原町川俣線	南相馬市原町区高見町一丁目一六二番一地先 (国道六号交差点)	伊達郡川俣町中島一四番六地先 (国道三四九号交差点)
県道いわき石川線	石川郡古殿町大字松川字仁田四七番二地先 (いわき市境)	石川郡石川町長久保九一番地先 (国道一一八号交差点)
県道猪苗代湖南線	耶麻郡猪苗代町大字山潟字浜志田一八五五番一五三地先 (国道四九号交差点)	耶麻郡猪苗代町大字山潟字加賀浜山四六八六番地先 (郡山市境)
県道沼田檜枝岐線	南会津郡檜枝岐村尾瀬岳(国有林四七林班る小班) 山駐車場)	南会津郡檜枝岐村尾瀬岳(国有林六二林班よ二小班) (国道三五二号交差点)
県道喜多方西会津線	喜多方市岩月町宮津字西田窪五三八四番四地先 (国道一二一号交差点)	耶麻郡西会津町野沢字南松原甲一〇二八番七七地先 (国道四九号交差点)
県道船引大越小野線	田村市船引町船引字館柄前河一一一番地先 (国道二八八号交差点)	田村郡小野町大字小野新町字仲町四一番地先 (国道三九号交差点)
県道中ノ沢熱海線	耶麻郡猪苗代町大字若宮字村東丙七〇四番二地先 (有料道路料金所)	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字ホナリ乙三六九七番三六地先 (郡山市境)
県道本宮三春線	本宮市本宮字館町二一九番二地先 (国道四号交差点)	田村郡三春町字大町四三番三地先 (国道二七八八号交差点)
県道本宮土湯温泉線	本宮市本宮字戸崎七三番地先	二本松市岳温泉二丁目五六番一地先 (国道四五九号交差点)
県道会津坂下河東線	河沼郡会津坂下町字市中三番甲三六六七番一地先 (国)	河沼郡湯川村大字佐野目字佐野北六五番一地先 (国道)

	道四九号交差点)	四九号交差点)
県道相馬浪江線	相馬市中村字塚の町六番一地先 (国道六号交差点)	双葉郡浪江町大字室原字小萱二一番地先 (国道一一四号交差点)
県道棚倉矢吹線	東白川郡棚倉町大字棚倉字清戸作一番一地先 (国道一一八号交差点)	西白河郡矢吹町北町六八番地先 (国道四号交差点)
県道郡山長沼線	須賀川市守屋字源田原一二六番地先 (郡山市境)	須賀川市長沼字金山一一三番地先 (国道一一八号交差点)
県道郡山矢吹線	須賀川市館ヶ岡字四十坦四八番一一地先 (郡山市境)	西白河郡矢吹町滝八幡一六九番地先 (国道四号交差点)
県道郡山大越線	田村郡三春町大字斎藤字三本木二七三番一地先 (郡山市境)	田村市大越町下大越字川向二一三番地先 (県道船引大越小野線交差点)
県道会津若松裏磐梯線	耶麻郡磐梯町大字磐梯字川向四〇四九番五地先 (県道猪苗代塩川線交差点)	耶麻郡磐梯町大字更科字清水平六八四二番地先 (磐梯朝日国立公園境)
県道白河羽鳥線	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字一本木 (一一九林班亦小班) (西郷村境)	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字行人塚九番一地先 (国道一一八号交差点)
県道湯ノ上会津高田線	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲一番一地先 (国道一二一号交差点)	南会津郡下郷町大字大内字七ツ橋地内 (県道下郷会津本郷線交差点)
県道下郷会津本郷線	南会津郡下郷町大字大内字権現上三六三番三地先 (大内宿入口)	大沼郡会津美里町氷玉字縫前八四番二地先 (県道会津高田上三寄線交差点)
	南会津郡下郷町大字栄富字屋敷甲五六六番三地先 (国道一二一号交差点)	南会津郡下郷町大字大内字七ツ橋地内 (県道湯ノ上会津高田線交差点)

県道矢吹小野線	西白河郡矢吹町赤沢二九〇番地先(矢吹インターチェンジ入口)	田村郡小野町大字小野新町字馬番八八番九地先(小野インターチェンジ出口)
	石川郡玉川村大字南須金字中窪九二番三地先 (県道矢吹小野線現道・旧道分岐点)	石川郡玉川村大字蒜生字羽根石七八番一地先 (国道一八号交差点)
県道日中喜多方線	喜多方市熱塩加納町熱塩字西沢山二一三四番二六地先 (国道一二一号接続点)	喜多方市松山町鳥見山字松原一三一番一地先 (国道一二一号交差点)
県道高隣田島線	南会津郡下郷町大字高隣字寄神乙一六七三番二地先 (国道一一八号交差点)	南会津郡下郷町大字塩生字上ノ原一二一五番一二地先 (国道二八九号交差点)
県道古殿須賀川線	石川郡玉川村大字南須金字兔田五〇番二地先 (県道矢吹小野線交差点)	須賀川市和田字番屋六二番一地先 (国道一一八号交差点)
県道福島空港西線	石川郡玉川村大字竜崎字四斗蒔三九番一地先 (国道一一八号交差点)	石川郡玉川村大字北須金字舩田四九番一七地先 (県道古殿須賀川線交差点)
県道岳温泉大玉線	安達郡大玉村大字玉井字長久保六五番地先 (林道安達太良線交差点)	安達郡大玉村大字玉井字長久保六五番地先 (ふくしま県民の森オートキャンプ場入口)
市道(須賀川市)二一二四号線	須賀川市大栗字団子石八〇番三地先 (須賀川テクニカル・リサーチガーデン入口)	須賀川市雨田字松ヶ作二五一番地先 (県道古殿須賀川線跨道橋)
市道(喜多方市)上岩崎大峠線	喜多方市岩月町入田付字西ノ入国有林九六林班イ小班 (山形県境)	喜多方市岩月町宮津字西田窪五三七八番四地先 (国道一二号交差点)
村道(泉崎村)踏瀬町中線	西白河郡泉崎村大字踏瀬字坂下二番地先 (矢吹町境)	西白河郡泉崎村大字踏瀬字赤沢山四番六地先 (松並木南端)

林道（大玉村） 安達太良線	安達郡大玉村大字大山字大 皿久保六三番四地先（県道 本宮土湯温泉線交差点）	安達郡大玉村大字玉井字額 石外一三国有林七林班え三 小班（県道岳温泉大玉線交 差点）	
------------------	---	---	--

注 中核市、会津若松市及び白河市の区域を除く。

二 鉄道

路線名	区間	区域
県内全線	全区間	鉄道用地の境界から両側一〇〇〇メートルの地域

注 中核市、会津若松市及び白河市の区域を除く。

別表第三（第七条関係）

(平一一規則八・全改、平二一規則三三・一部改正)

区分	種類	一般基準	共通基準
条例第七条第一号	巻きたて看板	<p>一 縦の長さが一・八メートル以下であること。</p> <p>二 地上から下端までの高さ（以下「下端の高さ」という。）が一・二メートル以上で、かつ、地上高が四・五メートル以下であること。</p>	表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色又は光沢のある黒色を使用しないこと。
	そで看板	<p>一 幅が〇・五メートル以下で、かつ、縦の長さが一・二メートル以下であること。</p> <p>二 下端の高さが四・五メートル以上（歩道上では、二・五メートル以上）であること。</p> <p>三 原則として道路の中央側に向けて表示しないこと。</p>	
条例第七条第二号	案内広告物等	<p>一 電光表示装置を有しないこと。</p> <p>二 道路からの入口から五〇メートル以内の場所に二個以内でそれぞれの表示面積の合計が四平方メートル以下であり、かつ道路からの入口から一五〇メートル以上二五〇メートル以内の場所に二個以内でそれぞれの表示面積の合計が四平方メー</p>	

		トル以下であること。 三 広告物等相互間の距離が二メートル以上であること。	
--	--	--	--

別表第四（第八条関係）

（平一一規則八・全改、平一五規則二二・平一七規則五五・平二一規則三三・一部
改正）

種類	基準	期間	摘要
簡易広告物	はり紙 建物その他の物件の壁面に はり付けて表示する場合は、表内 示事項が同一のものであると 異なるものであると問わず、 連続して表示されたはり紙の 表示面積の合計が一平方メー トル以下であること。	一月以 内	ポスター又はちらしの類で、 主として紙製のもので、建物、 掲示板等にはり付けて表示す るもの
	はり札等 一 表示面積が〇・五平方メー トル以下であること。 二 建物その他の物件の壁面 に表示する場合は、表示事項 が同一のものであると異なる ものであると問わず、連 続して表示されたはり札等 の表示面積の合計が一平方 メートル以下であること。	一月以 内	ベニヤ板、プラスチック板そ の他これらに類するものに広 告物をはり、容易に取りはずせ る状態で工作物等に取り付け て表示するもの又はこれに類 するもの
	立看板等 一 高さが三メートル以下で あること。 二 表示面積が五平方メート ル以下であること。	三月以 内	木枠に紙張り若しくは布張 りをしたもの又はベニヤ板、プ ラスチック板その他これらに 類するものに広告物をはり、容 易に取りはずせる状態で立て、 若しくは工作物等に立て掛け て表示するもの又はこれらに 類するもの（これらを支える台

				を含む。)
広告幕	一 建物その他の物件の壁面 を利用して表示する場合は、内 幅が一・八メートル以下で、 かつ、長さが二〇メートル以 下であること。 二 道路を横断する場合は、下 端の高さが四・五メートル以 上（歩道上では、二・五メー トル以上）であること。	一月以 内	布、ビニール等の幕状のもの で、建物、工作物等に両端を固 定して表示するもの	
広告旗	一面の表示面積が二平方メ ートル以下であること。	一月以 内	容易に移動させることができ る状態で立て、又は容易に取 り外すことができる状態で取 り付けられている広告の用に 供する旗（これを支える台を含 む。）	
特殊広告物	気球利用広告物	一 幅が一・五メートル以 下で、かつ、縦の長さが一五メ ートル以下であること。 二 地上から気球の先端まで の垂直距離が四五メートル 以下であること。	一月以 内	気球を利用して表示するも の
固定広告物等	電柱等利用広告物			電力柱、電信電話柱、街路灯 柱等（以下「電柱等」という。） を利用して表示するもの
	卷きたて看板	一 縦の長さが一・八メートル 以下であること。 二 下端の高さが一・二メート ル以上で、かつ、地上高が 四・五メートル以下であるこ と。	三年以 内	電柱等を利用して、巻き付け て表示するもの

		三 表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。		
そで看板		<p>一 幅が〇・五メートル以下で、かつ、縦の長さが一・二メートル以下であること。</p> <p>二 下端の高さが四・五メートル以上（歩道上では、二・五メートル以上）であること。</p> <p>三 原則として道路の中央側に向けて表示しないこと。</p> <p>四 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p>	三年以内	電柱等を利用して、添架して表示するもの
広告板				建植し、又は建物、工作物等を利用して表示し、又は設置するもの及びこれらに類するもので、柱状又は塔状以外のもの
建植廣告板		<p>一 高さが一三メートル以下（第二種普通規制地域等においては、二〇メートル以下）であること。</p> <p>二 一面の表示面積が三〇平方メートル以下（第一種普通規制地域等における電光表示廣告物等の電光表示装置にあつては、一五平方メートル以下）であること。</p> <p>三 道路用地の境界線から、建植廣告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋</p>	三年以内	支柱を土地に定着させて設置するもの

	<p>連たん地区及び都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>四 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植廣告板及び建植廣告塔相互間の距離が三メートル以上であること。</p> <p>五 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植廣告板及び建植廣告塔相互間の距離が五〇メートル以上（東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、二〇〇メートル以上）であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</p> <p>六 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p> <p>七 自己用として設置すること（第一種普通規制地域等において電光表示廣告物等を設置しようとする場合に限る）。</p>		
壁面利用	一 第一種普通規制地域等に	三年以	建物の外壁面を利用して設

	広告板	<p>においては、一の壁面における内表示面積の合計が五〇平方メートル以下（電光表示廣告物等の電光表示装置にあつては、二五平方メートル以下）で、かつ、当該壁面の面積の二分の一以下、第二種普通規制地域等においては一の壁面における電光表示廣告物等の電光表示装置の表示面積の合計が五〇平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の二分の一以下であること。</p> <p>二 広告板の外郭線が当該廣告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>三 表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p>	<p>置し、又は外壁面に表示するもの（壁面突出廣告板であるものを除く。）</p>
	壁面突出 廣告板	<p>一 表示面積が、第一種普通規制地域等においては五〇平方メートル以下（電光表示廣告物等にあつては、電光表示装置の表示面積が二五平方メートル以下）、第二種普通規制地域等における電光表示廣告物等の電光表示装置にあつては五〇平方メートル以下であること。</p> <p>二 壁面からの突き出し幅が</p>	<p>三年以内</p> <p>建物の外壁面から突き出して設置するもので、当該壁面から垂直方向に向けた表示面がないもの</p>

	<p>二メートル以下で、かつ、道路上には〇・五メートル以上（歩道がある場合は、一メートル以上）突き出さうこと（電光表示広告物等にあっては、道路上に突き出さないこと。）。</p> <p>三 地上から電光表示装置の上端までの高さが壁面の高さを超えないこと（第一種普通規制地域等における電光表示広告物等に限る。）。</p> <p>四 下端の高さが四・五メートル以上（歩道上では、二・五メートル以上）であること。</p> <p>五 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p>		
屋上利用 広告板	<p>一 電光表示装置を有しないこと。（第一種普通規制地域内等に限る。）。</p> <p>二 高さが第一種普通規制地域等においては一〇メートル以下、第二種普通規制地域等においては二〇メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの二分の一以内（第二種普通規制地域等においては、三分の二以内）であること。</p> <p>三 広告板の外郭線が建物の</p>	三年以	建物の屋上を利用して設置するもの

		<p>壁面の上方への延長面から はみ出さないこと。</p> <p>四 一面の表示面積の二分の 一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p>		
アーケード利用広告板		<p>一 下端の高さが四・五メートル以上（歩道上では、二・五メートル以上）であること。</p> <p>二 一面の表示面積が一平方メートル以下であること。</p> <p>三 同一アーケード内においては、同種のものは同一の規格によること。</p> <p>四 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p>	三年以内	アーケードを利用して設置するもの
車体外面広告板		<p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>	三年以内	自動車又は電車の外面を利用して設置し、又は外面に表示するもの
広告塔				建植し、又は建物、工作物等を利用して設置するもので、柱状又は塔状のもの
建植廣告塔		<p>一 高さが一三メートル以下（第二種普通規制地域等においては、二〇メートル以下）であること。</p> <p>二 一面の表示面積が三〇平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が一二〇平方メートル以下（電光表示廣告物等にあつては、一面の電光</p>	三年以内	支柱を土地に定着させて設置するもの

		<p>表示装置の表示面積が一五 平方メートル以下で、かつ、 電光表示装置の表示面積が 六〇平方メートル以下) であ ること。</p> <p>三 道路用地の境界線から、建 植廣告塔の高さと同じ距離 を離して設置すること(家屋 連たん地区及び用途地域に 設置するもの又は自己用と して設置するものを除く。)。</p> <p>四 道路又は鉄道に対し垂直 方向に並べて設置する場合、 建植廣告板及び建植廣告塔 相互間の距離が三メートル 以上であること。</p> <p>五 道路又は鉄道に対し水平 方向に並べて設置する場合、 建植廣告板及び建植廣告塔 相互間の距離が五〇メート ル以上(東北新幹線又は高速 自動車国道の接続地域では、 二〇〇メートル以上) である こと(家屋連たん地区及び用 途地域に設置するもの又は 自己用として設置するもの を除く。)。</p> <p>六 一面の表示面積の二分の 一を超えて彩度一二を超 る色彩を使用しないこと。</p> <p>七 自己用として設置するも</p>	
--	--	--	--

		のであること（第一種普通規制地域等において電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る）。		
屋上利用 広告塔	一 電光表示装置を有しないこと（第一種普通規制地域等内に限る。）。 二 高さが第一種普通規制地域等においては一〇メートル以下、第二種普通規制地域等においては二〇メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの二分の一以内（第二種普通規制地域等においては、三分の二以内）であること。 三 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。 四 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。	三年以内	建物の屋上を利用して設置するもの	
アーチ廣告塔	一 電光表示装置を有しないこと。 二 脚柱以外の部分の下端の高さが四・五メートル以上（歩道上では、二・五メートル以上）であること。 三 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。	三年以内	堅牢な材料を使用して製作し、道路を横断して建植するもの	

様式第1号(第3条関係)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

福島県知事

住 所

申請者

氏 名



〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

(電話番号)

次のとおり屋外広告物を表示(設置)したいので、福島県屋外広告物条例第5条(第6条第4項、第7条)の規定により申請します。

種類	面積	照明装置	有・無	数量	
表示面積	縦 m^2 × 横 m × 面 うち電光表示装置 m^2 縦 m × 横 m × 面	高さ	m (地上高 m)		
表示内容				色彩	
表示区域又は設置場所				地域区分	特別・普通 一種・二種
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで				
周辺状況等	建物の高さ m ・壁面の面積 m^2 ・既出広告物の面積 m^2 ・建植広告物等の相互間距離 垂直 m /水平 m ・地上から下端までの距離 m				
土地(物件)の所有者又は管理者の承諾	本件広告物の表示(設置)を承諾する。 住所 氏名又は名称 <input checked="" type="checkbox"/> (電話番号)				
工事施工者	住所 氏名又は名称		屋外広告業者登録番号	年 月 日 福島県第 号	
建築基準法による工作物確認	要・不要	確認済・申請中	道路法による占用許可	要・不要	許可済・申請中
その他法令による許可等	要・不要	法令名()	有・申請中	竣工予定期年月日	年 月 日

注

- 1 色彩の欄は、色彩が許可基準となる場合に表示面積の二分の一を超えて使用する色彩のマンセル値を記入すること。
- 2 地域区分の欄は、特別規制地域等又は普通規制地域等の別及び第一種又は第二種の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
- 3 周辺状況等の欄は、広告物等の種類に応じて許可基準となるものについて記入すること。

様式第2号(第6条関係)

屋外広告物表示(設置)届

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

名 称

代表者名

(印)

(電話番号)

次のとおり福島県屋外広告物条例第6条第2項の規定により届け出ます。

種類			照明装置	有・無	数量	
表示面積	縦 m × 横 m × 面	^{m²} 高さ	m(地上高 m)			
表示内容				色彩		
表示区域又は設置場所				地域区分	特別・普通・禁止物件 一種・二種	
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで					
表示の目的						
景観に対する配慮						
周辺状況等	建物の高さ m・壁面の面積 m ² ・既出広告物の面積 m ² ・建植広告物等の相互間距離 垂直 m／水平 m・地上から下端までの距離 m					
土地(物件)の所有者又は管理者の承諾	本件広告物の表示(設置)を承諾する。 住所 氏名又は名称 (印) (電話番号)					
工事施工者	住所 氏名又は名称			屋外広告業者登録番号	年 月 日 福島県第 号	
建築基準法による工作物確認	要・不要	確認済・申請中	道路法による占用許可	要・不要	確認済・申請中	
その他法令による許可等	要・不要	法令名()	有・申請中	竣工予定期年月日	年 月 日	

注

- 1 色彩の欄は、広告物等の種類に応じて色彩が許可基準となる場合に表示面積の二分の一を超えて使用する色彩のマンセル値を記入すること。
- 2 地域区分の欄は、特別規制地域等、普通規制地域等又は禁止物件の別及び第一種又は第二種の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
- 3 周辺状況等の欄は、広告物等の種類に応じて許可基準となるものについて記入すること。

様式第3号(第9条関係)

屋外広告物許可更新申請書

年 月 日

福島県知事

住 所

申請者

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び〕

〔代表者の氏名〕

(電話番号)

次のとおり屋外広告物の許可の更新をしたいので、福島県屋外広告物条例第10条第3項の規定により申請します。

種類		照 明 装 置	有・無	数量	
表示面積	縦 m × 横 m × m^2 うち電光表示装置 縦 m × 横 m × m^2	面 高さ		面 m (地上高 m)	
表示内容				色彩	
表示区域又は設置場所				地域区分	特別・普通 一種・二種
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで				
前回の許可	年 月 日 第 号	許可期間		年 月 日から 年 月 日	
点検年月日	年 月 日				
点検箇所	点 檢 項 目	異常の有・無	改 善 の 概 要		
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有・無			
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有・無			
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有・無			
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有・無			
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有・無			
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有・無			
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化等	有・無			
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有・無			
広告版	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有・無			
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有・無			
	3 広告版底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有・無			
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有・無			
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有・無			
	3 周辺機器の劣化、破損	有・無			
その他	1 付属部材の腐食、破損	有・無			
	2 避雷針の腐食、損傷	有・無			
	3 その他点検した事項 ()	有・無			

この点検結果は、事実に相違ありません。

点検者の資格	住 所	印
	点検者 氏 名	
	1 屋外広告士(屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者をいう。) 2 一級又は二級建築士 3 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 4 特種電気工事資格者(ネオン工事) 5 電気工事士 6 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者 7 自治体が開催する屋外広告物講習会受講修了者 8 屋外広告物点検技能講習修了者((一社)日本屋外広告業団体連合会又は(公社)日本サイン協会が開催する点検技能講習を受講した者をいう。) 9 上記1から8までに該当しない者()	

注 1 色彩の欄は、広告物等の種類に応じて色彩が許可基準となる場合に表示面積の二分の一を超えて使用する色彩のマンセル値を記入すること。

2 地域区分の欄は、特別規制地域等又は普通規制地域等の別及び第一種又は第二種の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。

3 異常の有・無の欄は、有を○で囲む場合、改善の概要を記入すること。

4 点検者の資格の欄は、該当するもの全てを○で囲み、資格を証明する書類の写しを添付すること。

5 広告物等の現状を撮影したカラー写真(許可の期間の満了の日から起算して3月以内に撮影したものに限る。)を添付すること。

※広告物等を補修した場合は、補修前後のカラー写真を添付すること。

様式第4号(第10条関係)

屋外広告物変更許可申請書

年　月　日

福島県知事

住 所

申請者

氏名
 法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名
 (電話番号)

次のとおり屋外広告物の変更をしたいので、福島県屋外広告物条例第11条第1項の規定により申請します。

許可年月日	年　月　日	許可番号	第　号	
表示期間	年　月　日から　年　月　日まで			
表示区域又は設置場所				地域区分 特別・普通 一種・二種
施工予定期間	着手	年　月　日	完了	年　月　日
変更の内容	表示面積	高さ	色彩	照明装置
	増・減	増・減	有・無	有・無
	(^{m²} うち電光表示装置 (^{m²} 増・減	(^m)		
	概要			
変更の理由				
工事施工者	住所 氏名又は名称		屋外広告業者登録番号	年　月　日 福島県第　号

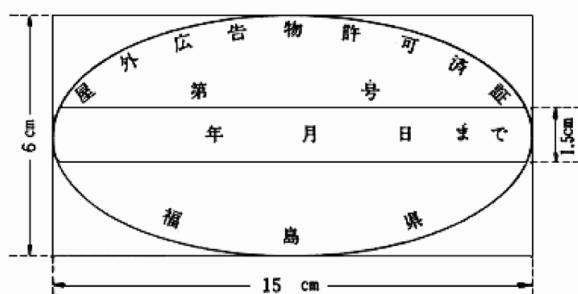
注

- 1 地域区分の欄は、特別規制地域等又は普通規制地域等の別及び第一種又は第二種の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
- 2 変更の内容の欄の「表示面積」及び「高さ」は、変更後の数値を記入すること。
- 3 変更の内容の欄の「色彩」は、広告物等の種類に応じて色彩が許可基準となる場合に表示面積の二分の一を超えて使用する色彩のマンセル値を記入すること。

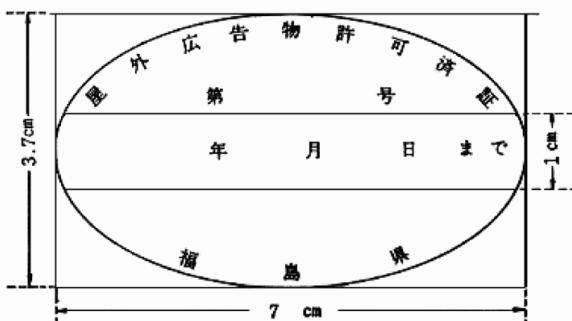
様式第5号(第12条関係)

許可証票

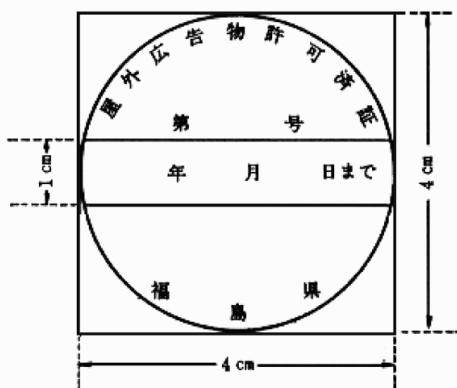
(その1)



(その2)



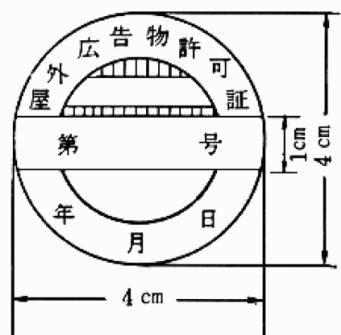
(その3)



注 (その1)から(その3)までは、規模によつて使いわけるものとする。

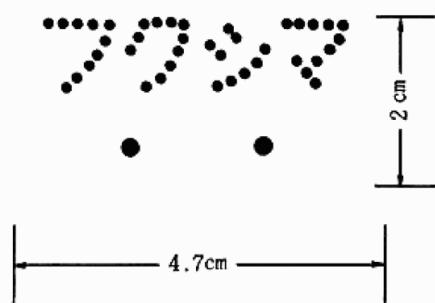
様式第6号(第12条関係)

許可の押印



様式第7号(第12条関係)

許可の打刻印



備考 フクシマの文字及び日付を打抜器により打ち抜くものとする。

様式第8号(第13条関係)

屋外広告物除却届

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏 名

(印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、〕

〔名称及び代表者の氏名〕

(電話番号

)

次のとおり屋外広告物を除却したので、福島県屋外広告物条例第15条第2項の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日	許可番号	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
表示区域又は設置場所			
除却物の内容及び数量		除却 年 月 日	年 月 日

様式第8号の2(第13条の3関係)

受領書

年 月 日

福島県知事

返還を受けた者 住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

次のとおり広告物又は掲出物件(売却代金)の返還を受けました。

返還を受けた日時	年 月 日 時		
返還を受けた場所			
返還を受けた 広 告 物 等	名称又は種類		
	数 量		
返還金額	円		

様式第8号の3(第13条の3関係)

口座振替依頼書

年 月 日

福島県知事

返還を受ける者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

次のとおり広告物又は掲出物件の売却代金を口座へ振替願います。

返還を受ける 売却代金に係る 広告物等	名称又は種類	
	数 量	
返還金額	円	
振替口座	金融機関名及び 支 店 名	
	預 金 種 別	
	口 座 番 号	
	(フリガナ) 口座名義人	

注 振替する口座を確認できる書類を添付すること。

様式第9号(第14条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	
職・氏名	
生年月日	
福島県屋外広告物条例(昭和61年福島県条例第23号)第19条第1項の規定に基づき、広告物又は掲出物件の存する土地又は建物に立ち入り、広告物又は掲出物件の検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
福島県知事	印

← 8.5センチメートル →

↑ 6.5センチメートル ↓

(裏)

福島県屋外広告物条例(抄)
(立入検査等)
第19条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第9号の2(第14条の2関係)

広告景観整備地区屋外広告物表示(設置)届

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏 名

(印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

(電話番号)

次のとおり屋外広告物を広告景観整備地区において表示(設置、変更)するので、福島県屋外広告物条例第19条の4第1項(第2項)の規定により届け出ます。

整 備 地 区 名					
表示区域又は設置場所			地域区分 特別・普通 一種・二種		
広告物等の種類	建植・壁面利用・壁面突出・屋上利用・その他()		照明装置 有・無		
表 示 面 積	縦 m × 横 m × 面 うち電光表示装置 m ² 縦 m × 横 m × 面	高さ	m(地上高 m)		
表 示 内 容		色彩			
周 辺 状 況 等	建物の高さ m・壁面の面積 m ² ・既出広告物の面積 m ²				
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで				
工 事 施 工 者	住所 氏名又は名称		屋外広告業の届出 年 月 日 福島県第 号		
建築基準法による工作物確認	要・不要	確 認 済 ・ 申 請 中	道 路 法 に よ る 占 用 许 可	要・不要	許 可 済 ・ 申 請 中
その他の法令による許可等	要・不要	法 令 名 ()	有・申 請 中	竣工予定 しゆん 年 月 日	年 月 日

注

- 1 地域区分の欄は、特別規制地域等又は普通規制地域等の別及び第一種又は第二種の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
- 2 色彩の欄は、広告物等の種類に応じて色彩が許可基準となる場合に表示面積の二分の一を超えて使用する色彩のマンセル値を記入すること。
- 3 周辺状況等の欄は、広告物等の種類に応じて許可基準となるものについて記入すること。

様式第9号の3(第14条の2関係)

広告景観整備地区屋外広告物表示者(設置者)変更届

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏 名

(印)

〔法人にあつては、主たる事務所の〕

所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

次のとおり屋外広告物の表示者(設置者)に変更があつたので、福島県屋外広告物条例
第19条の4第3項の規定により届け出ます。

整 備 地 区 名			
表 示 区 域 又 は 設 置 場 所		地 域 区 分	特 別 ・ 普 通 一 種 ・ 二 種
当 初 の 届 出	年 月 日		
新表示者(設置者)	住所 氏名又は名称 (印) (電話番号)		
旧表示者(設置者)	住所 氏名又は名称		

注 地域区分の欄は、特別規制地域等又は普通規制地域等の別及び第一種又は第二種の
別に応じ、該当するものを○で囲むこと。

様式第9号の4(第14条の2関係)

広告景観整備地区屋外広告物変更届

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏 名 (印)
 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
 (電話番号)

次のとおり広告景観整備地区に表示(設置)した屋外広告物の変更をするので、福島県屋外広告物条例第19条の4第4項の規定により届け出ます。

整 備 地 区 名					
表 示 区 域 又 は 設 置 場 所				地 域 区 分	特 別 ・ 普 通 一 種 ・ 二 種
当 初 の 届 出	年 月 日				
施 工 予 定 期 間	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	
変 更 の 内 容	表 示 面 積	高 さ	色 彩	照 明 装 置	そ の 他
	増・減	増・減	有・無	有・無	
	(m ²) うち電光表示装置 (m ²) 増・減	(m)			
概 要					
変 更 の 理 由					
工 事 施 工 者	住 所 氏名又は名称		屋 外 広 告 物 の 届 出	年 月 日 福島県第 号	

注

- 1 地域区分の欄は、特別規制地域等又は普通規制地域等の別及び第一種又は第二種の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
- 2 変更の内容の欄の「表示面積」及び「高さ」は、変更後の数値を記入すること。
- 3 変更の内容の欄の「色彩」は、広告物等の種類に応じて色彩が許可基準となる場合に表示面積の二分の一を超えて使用する色彩のマンセル値を記入すること。

様式第10号(第15条関係)

屋外広告物管理者設置届

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の〕

所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

次のとおり屋外広告物の管理者を置いたので、福島県屋外広告物条例第21条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
表示区域又は設置場所			
表示(設置) 年 月 日	年 月 日	工事施工者	住所 氏名又は名称
管理 者	住所 氏名又は名称		(回) (電話番号)
	所持する資格		

注

- 1 所持する資格の欄は、広告物等の管理に関し特別な資格を有する場合に記入すること。
- 2 管理する広告物等が固定広告物等である場合には、当該広告物等のカラー写真を添付すること。

様式第10号の2(第15条関係)

屋外広告物管理者変更届

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の〕

所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

次のとおり屋外広告物の管理者に変更があつたので、福島県屋外広告物条例第21条第2項の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
表示区域又は設置場所			
前回の届出	年 月 日		
管理 者 の 変 更	新 管理 者	住所 氏名又は名称	(印) (電話番号)
		所持する資格	
	旧 管理 者	住所 氏名又は名称	(電話番号)
		所持する資格	
住 所 等 の 変 更	新 住 所 等	住所 氏名又は名称	(電話番号)
		所持する資格	
	旧 住 所 等	住所 氏名又は名称	(電話番号)

	所持する資格	
--	--------	--

注

- 1 管理者の変更の欄及び住所等の変更の欄は、届け出る内容によりいずれかに記入すること。
- 2 所持する資格の欄は、広告物等の管理に関し特別な資格を有する場合に記入すること。

様式第11号(第15条関係)

屋外広告物表示者(設置者)変更届

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の〕

所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

次のとおり屋外広告物の表示者(設置者)に変更があつたので、福島県屋外広告物条例
第21条第3項の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
表示区域又は 設 置 場 所			
新表示者(設置者)	住所 氏名又は名称 ④ (電話番号)		
旧表示者(設置者)	住所 氏名又は名称		

様式第12号(第15条関係)

屋外広告物表示者(設置者)氏名等変更届

年　月　日

福島県知事

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の〕

所在地、名称及び代表者の氏名

(電話番号)

次のとおり屋外広告物の表示者(設置者)の氏名(名称、住所)を変更したので、福島県
屋外広告物条例第21条第4項の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
表示区域又は 設置場所			
新 氏 名 等	住所 氏名又は名称		
旧 氏 名 等	住所 氏名又は名称		

様式第13号(第15条関係)

屋外広告物滅失届

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏 名

(印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、〕

名称及び代表者の氏名

(電話番号

)

次のとおり屋外広告物が滅失したので、福島県屋外広告物条例第21条第5項の規定により届け出ます。

種類	年月日	数量	
許可年月日	年月日	許可番号	
許可期間	年月日から 年月日まで		
表示区域又は設置場所			
滅失理由			

様式第14号(第16条関係)

屋外広告業者登録申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり、福島県屋外広告物条例第23条第1項の規定による屋外広告業者の登録を申請します。

登録の種類	新規・更新	※登録番号	福島県第 号
		※登録年月日	年 月 日
氏名又は名称			
法人にあつては、 代表者の氏名			
住所又は主たる 事務所の所在地	郵便番号() (電話番号)		
法人にあつては、そ の役員	氏 名 役職名		
未成年者である場合 にあつては、その法 定代理人	住 所 又 所 在 地	郵便番号() (電話番号)	
未成年者である場合 における当該未成年 者の法定代理人が法 人である場合にあつ ては、その役員	氏 名	役職名	
更新にあつては、現に 受けている登録の 登録年月日及び登録番号	年 月 日		
	福島県第 号		
他の都道府県知事及び 指定都市又は中核市の 長の登録状況	都 道 府 県 又 は 市 の 名 称	登 錄 番 号	登 錄 年 月 日
営業所	名 称		
	所 在 地	郵便番号() (電話番号)	
	業務主任者の氏名		
営業所	名 称		
	所 在 地	郵便番号() (電話番号)	
	業務主任者の氏名		

(福島県収入証紙貼り付け欄)

注

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」については、不要の文字を抹消すること。
- 3 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、理事又はこれらに準ずる者をいう。

様式第15号(第16条関係)

誓約書

年　月　日

福島県知事

申請者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の〕

〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

(電話番号)

私は、福島県屋外広告物条例第23条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること
を誓約します。

福島県屋外広告物条例(抜粋)

(登録の拒否)

第23条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第23条の2
第1項の屋外広告業者の登録の申請の内容若しくは同条第2項の書類の重要な記載事項
について虚偽があり、若しくは重要な事実が欠けているときは、その登録を拒否しな
ければならない。

- (1) 第23条の9の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない
者
- (2) 第23条の9の規定により登録を取り消された屋外広告業者である法人の役員であ
った者(その取消しの日前30日以内に当該法人の役員であつた者に限る。)で、その
取消しの日から2年を経過しない場合であるもの
- (3) 第23条の9の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に
違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな
くなつた日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人
が前各号又は次号のいずれかに該当する者
- (6) 法人にあつては、その役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者
があるもの
- (7) 営業所ごとに第25条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

様式第15号の2(第16条関係)

申請者(本人・法定代理人(個人・法人の役員)・法人の役員)の略歴書

住 所
氏 名 ㊞
年 月 日生
(電話番号)

次のとおり相違ありません。

職 歴	期 間	職 務 内 容	勤 務 先	
	年 月 ~ 年 月			
行政 処 分 等	年 月 日	行 政 処 分 等 の 内 容		

注

- 1 「(本人・法定代理人(個人・法人の役員)・法人の役員)」については、不要の文字を抹消すること。
- 2 「行政処分等」の欄には、屋外広告物法に基づく条例またはこれに基づく処分に違反して罰金刑以上の刑に処せられた経歴又は屋外広告物法に基づく条例に基づく処分を受けた経歴について記入してください。

様式第15号の3(第16条関係)

業務主任者略歴書

住 所
氏 名 ㊞
年 月 日生
(電話番号)

次のとおり相違ありません。

資 格		種 類					
職 歴	番 号						
	期 間	職 務		内 容	勤 務	先	
	年 月 ~ 年 月						

様式第15号の4(第16条関係)

屋外広告業者登録簿

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	法人の代表者の氏名	役員の氏名	営業所			法定代表人		
						名称	所在地	業務主任者	氏名	住所	

様式第16号(第16条関係)

屋外広告業変更届

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

次のとおり、福島県屋外広告物条例第23条の2第1項各号に掲げる事項に変更がありましたので、同条例第23条の5第1項の規定により届け出ます。

変 更 内 容				
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	
登録番号	福島県第 号			
登録年月日	年 月 日			

様式第17号(第16条関係)

屋外広告業者廃業等届

年　月　日

福島県知事

届出者 住 所

氏 名

(印)

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

(電話番号

)

次のとおり、屋外広告業の廃業等をしましたので、福島県屋外広告物条例第23条の7の規定により届け出ます。

屋 外 広 告 業 者 の 氏 名 又 は 名 称		
廃 業 等 の 年 月 日	年　月　日	
廃 業 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none">1 死亡又は失踪2 合併による法人の消滅3 破産手続開始の決定による法人の解散4 3以外の場合による法人の解散5 屋外広告業の廃止	
登 錄 番 号	福島県第　　号	
登 錄 年 月 日	年　月　日	
屋外広告業者 と の 関 係	屋外広告 業者が個 人の場合	<ul style="list-style-type: none">1 本人2 戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条の規定による届出 義務者(本人との続柄　　)
	屋外広告 業者が法 人の場合	<ul style="list-style-type: none">3 法人を代表する役員4 破産管財人5 清算人

注 「廃業等の内容」及び「屋外広告業者との関係」の欄は、該当番号を○で囲んでください。

様式第17号の2(第16条の3関係)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
登 録 番 号	福島県第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 名	
業 務 主 任 者 名	

↑
35センチメートル以上
↓

←————— 40センチメートル以上 —————→

様式第17号の3(第16条の5関係)

(表)

身 分 証 明 書	第 号
所 属 職・氏名 生年月日	
福島県屋外広告物条例(昭和61年福島県条例第23号)第23条の12第1項の規定に基づき、営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
福 島 県 知 事	
印	

←————— 8.5センチメートル —————→

↑
トーメンチ
6.5センチメートル ↓

(裏)

福島県屋外広告物条例(抄) (立入検査等) 第23条の12 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に対し、その営業について必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第18号(第17条関係)

第 号

屋外広告物講習会修了証書

氏名

生年月日 年 月 日

福島県屋外広告物条例(昭和61年福島県条例第23号)第24条第1項の規定による屋外広告物講習会の課程を修了したことを証する。

年 月 日

福島県知事

印

様式第19号(第18条関係)

屋外広告物講習会修了相当者等認定申請書

年 月 日

福島県知事

写 真

住 所

申請者

氏 名 印
(電話番号)

次のとおり福島県屋外広告物条例第25条第1項第1号から第4号までの規定に掲げる者
と同等以上の知識を有する者としての認定を受けたいので、同項第5号の規定により申
請します。

勤務先	名 称	TEL
	所 在 地	
営業所における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出 する物件の設置に関する責任者としての経験年数		年

注 写真欄には、申請日前6月以内に無帽かつ無背景で正面から上半身を撮影した縦5セ
ンチメートル、横4センチメートルの写真をはり付けること。

様式第20号(第18条関係)

第 号

屋外広告物講習会修了相当者等認定証

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、福島県屋外広告物条例(昭和61年福島県条例第23号)第25条第1項第5号の規定により、同項第1号から第4号までの規定に掲げる者と同等以上の知識を有する者と認定する。

年 月 日

福島県知事

印

附 則（昭和六三年規則第五号）

この規則は、昭和六十三年三月二十四日から施行する。

附 則（平成二年規則第五六号）

この規則は、平成二年十月三十一日から施行する。

附 則（平成三年規則第三七号）

1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成三年規則第一一号）

この規則は、平成三年八月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第九号）

この規則は、平成五年三月十九日から施行する。

附 則（平成六年規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年規則第三三号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第五八号）

この規則は、平成七年八月二日から施行する。

附 則（平成八年規則第六八号）

この規則は、平成八年十月十七日から施行する。

附 則（平成九年規則第五八号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年規則第七九号）

この規則は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成九年規則第九二号）

この規則は、平成九年十二月二十四日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第九〇号）

この規則は、平成十年十月三十日から施行する。

附 則（平成一一年規則第八号）

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

2 改正前の福島県屋外広告物条例施行規則第十八条第三項の規定に基づき交付された屋

外広告物講習会修了相当者認定証は、改正後の福島県屋外広告物条例施行規則第十八条第三項の規定に基づき交付された屋外広告物講習会修了相当者認定証とみなす。

附 則（平成一二年規則第四一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第一八号）

この規則は、平成十四年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一四年規則第四一号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第二号）

この規則は、平成十五年二月十四日から施行する。

附 則（平成一五年規則第二二号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第五五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、第十八条の改正規定（第一項第一号の改正規定を除く。）、様式第一号、様式第二号、様式第四号、様式第十四号及び様式第十五号の改正規定、同様式の次に三様式を加える改正規定、様式第十六号及び様式第十七号の改正規定、同様式の次に二様式を加える改正規定並びに様式第十九号及び様式第二十号の改正規定（以下「改正規定」という。）は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成十七年福島県条例第五十七号。以下「改正条例」という。）附則第三項の規定により登録を受けなくても引き続き屋外広告業を営むことができる者に係る福島県屋外広告物条例施行規則第三条の申請書、同規則第六条の届、同規則第九条の申請書及び同規則第十条の申請書は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際に交付されている改正前の福島県屋外広告物条例施行規則様式第九号による身分証明書は、改正後の福島県屋外広告物条例施行規則様式第九号による身分証明書とみなす。
- 4 改正規定の施行の日前に改正前の福島県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて提

出されている申請書は、改正後の福島県屋外広告物条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。

- 5 改正規定の施行の際現に作成されている改正前の福島県屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
- 6 改正条例附則第五項の規定により行う登録の手続は、改正規定の施行の日前においても、改正後の福島県屋外広告物条例施行規則第十六条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成一七年規則第七三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一四〇号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第二〇号）

この規則は、平成十八年三月二十七日から施行する。ただし、別表第二の一の表一般国道一二一号の項、一般国道三五二号の項及び一般国道四〇一号の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第六四号）抄

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第一二号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三三号）

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第四三号）

この規則は、平成二十二年八月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第八号）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十六条第五項第一号及び第二号並びに同条第七項第一号の改正規定、様式第十七号の改正規定並びに附則第四項及び附則第五項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）様式第十四号による屋外広告業者登録申請書、様式第十五号による誓約書及び様式第十五号の二による申請者（本人・法定代理人・法人の役員）の略歴書は、改正後の福島県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）様式第十四号による屋外広告業者登録申請書、様式第十五号による誓約書及び様式第十五号の二による申請者（本人・法定代理人（個人・法人の役員）・法人の役員）の略歴書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式（様式第十七号を除く。）による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
- 4 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されている改正前の規則様式第十七号による屋外広告業者廃業等届は、改正後の規則様式第十七号による屋外広告業者廃業等届とみなす。
- 5 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に作成されている改正前の規則第十七号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二五年規則第四九号）

この規則は、平成二十五年八月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第四七号）

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。ただし、別表第二の一の表県道喜多方西会津線の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第八二号）

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

附 則（平成二七年規則第八六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第九三号）

この規則は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第四五号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第五一号）

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

附 則（平成三一年規則第五号）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から起算して六月間は、改正前の福島県屋外広告物条例施行規則様式第三号による屋外広告物許可更新申請書は、この規則による様式の改正にかかわらず、使用することができます。

附 則（令和二年規則第五七号）

この規則は、令和二年十一月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第六五号）

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（平11規則8・全改、平12規則41・平17規則55・平21規則33・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平11規則8・全改、平17規則55・一部改正）

様式第3号（第9条関係）

（平31規則5・全改）

様式第4号（第10条関係）

（平11規則8・全改、平12規則41・平17規則55・平21規則33・一部改正）

様式第5号（第12条関係）

様式第6号（第12条関係）

様式第7号（第12条関係）

様式第8号（第13条関係）

（平3規則37・平11規則8・一部改正）

様式第8号の2（第13条の3関係）

（平17規則55・追加）

様式第8号の3（第13条の3関係）

（平17規則55・追加）

様式第9号（第14条関係）

（平17規則55・一部改正）

様式第9号の2（第14条の2関係）

（平11規則8・追加、平21規則33・一部改正）

様式第9号の3（第14条の2関係）

（平11規則8・追加）

様式第9号の4（第14条の2関係）

（平11規則8・全改、平21規則33・一部改正）

様式第10号（第15条関係）

（平11規則8・全改）

様式第10号の2（第15条関係）

（平11規則8・追加）

様式第11号（第15条関係）

（平11規則8・全改）

様式第12号（第15条関係）

（平11規則8・全改）

様式第13号（第15条関係）

（平3規則37・平11規則8・一部改正）

様式第14号（第16条関係）

（平17規則55・全改、平24規則8・一部改正）

様式第15号（第16条関係）

（平17規則55・全改、平24規則8・一部改正）

様式第15号の2（第16条関係）

（平17規則55・追加、平24規則8・一部改正）

様式第15号の3（第16条関係）

（平17規則55・追加）

様式第15号の4（第16条関係）

（平17規則55・追加）

様式第16号（第16条関係）

（平17規則55・全改）

様式第17号（第16条関係）

（平17規則55・全改、平24規則8・一部改正）

様式第17号の2（第16条の3関係）

（平17規則55・追加）

様式第17号の3（第16条の5関係）

（平17規則55・追加）

様式第18号（第17条関係）

様式第19号（第18条関係）

（平3規則37・平11規則8・平17規則55・一部改正）

様式第20号（第18条関係）

（平11規則8・平17規則55・一部改正）